沖縄県競争入札参加資格〔物品関係〕
登録申請の手引

※　この名簿は〔物品の製造、売買〕が対象です。リース（賃貸借）、システム開発等（委託）は、名簿登録の対象外です。

以下の名簿への登録の場合は、それぞれの所管課へお問い合わせください。

・**警備業、清掃業**　→　→　→　→　総務部　**管財課**

・**建設工事、建設コンサルタント**　→　土木建築部　**技術・建設業課**

なお、沖縄県ではこれら以外の業種（委託等）については名簿を作成しておりませんので、委託等の入札に参加したい場合は、個別に入札執行部署へ直接参加申請してください。

１　新規登録の申請

１－１　受付期間等

(1) 受付期間

随時申請：　令和５年11月１日～令和８年７月21日

（受付休止期間：令和８年７月22日～令和11年10月31日）

※申請書は毎月20日までの申請を当月分として受付け、21日以降に提出された申請書は翌月分として受付けます（20日が閉庁日の場合は翌開庁日。）

※受付けた申請書類は当月末までに審査し、不備がないものについて翌月５日までに審査結果を通知し名簿に登録します。

(2) 申請方法

ア　電子申請サービスにより入力を行い、提出書類のデータも添付のうえ申請してください。申請に必要な提出書類は、下記１－３をご確認ください。

≪沖縄県電子申請サービス≫　※申請は、土日祝日問わず24時間申請可能です。

https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3416

＜留意事項＞

①　初めて利用される方は、電子申請サービス内で利用者登録が必要です。
過去に利用し、電子申請サービスのＩＤ・パスワードを保持している方は、利用登録なしで申請手続きが可能です。

②　申請にあたり、競争入札参加資格登録申請書（第１号様式）は申請画面の入力フォームに必要事項を入力し、その他の提出書類は電子申請サービス内または物品管理課ホームページからダウンロードして作成の上、添付ボックスに当該データを格納して申請いただきます。**電子申請手続後は、紙印刷した申請書類を送付する必要はありません。**

③　提出書類は、全て用意したうえで一回の手続で申請してください（書類を複数回

に分けて提出しないようお願いします。）

④　申請後は、同じ内容のものを再度申請しないようお願いします（申請内容の誤り等で修正が生じましたら事前にご連絡ください。）

イ　申請は、電子申請サービスにより行ってください。

電子申請サービス利用が困難な場合（通信環境の未整備、メールやスキャンなど電子申請に必要な環境が整っていない場合等）は、別途、物品管理課までお問い合わせください。

(3) 資格の有効期間

名簿登録日（審査完了月の翌月５日頃）　～　令和８年10月31日

＊次期有効期間（R8.11.1～R11.10.31）の定期申請は令和８年８月に予定しております。

１－２　名簿への登録を認めない者

県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程第４条第１項各号のいずれかに該当する場合は申請を受付できません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者（以下のア～ウ参照）

ア　入札に係る契約を締結する能力を有しない次の者（ただし、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）

(ｱ) 成年被後見人

(ｲ) 被補助人

(ｳ) 未成年者

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者。

(2) 申請書類またはその添付書類に虚偽の事実を記載した者

(3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合においてこれらを得ていない者

(4) 原則として、同種の営業を引き続き１年以上営んでいない者（ただし、会社組織に変更（個人から法人への変更も含む）があった者は、営業歴が１年未満であっても、変更前からの営業歴が１年以上あること、さらに変更前の組織と継続性・同一性が公的証明書等により証明された場合は、登録できる場合がある。）

(5) 契約の履行が困難と認められる者

(6) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び労働保険）に加入する義務がある者で、これらに加入していない者

(7) 消費税及び地方消費税、都道府県民税に未納がある者。

１－３　提出書類及び申請書記載要領

(1) 提出書類

法人、個人の区分に応じ、下記の書類を提出してください。

なお、令和５年８月１日の申請より、**申請書様式への押印を廃止**し、また**添付書類は全て写し（コピー）の提出**を認めています。

（◎印は全社、△印は該当する場合のみ。）

	法人	個人	提出書類の説明
チェックシート	◎	◎	・提出前にこのシートで必ず確認し、申請書類と合わせて提出すること。 ・提出した書類はチェック欄に〇を入力すること。 ・申請責任者欄には、申請内容に関する沖縄県からの照会に対応できる書類作成者の情報を記載し、さらに行政書士が代理申請する場合は、申請代理人欄に行政書士事務所の情報も記入すること。
競争入札参加資格登録申請書第１号様式（その１）	◎	◎	・本社（店）の所在地、商号または名称、代表者役職・氏名、連絡先、設立年月日、営業年数など申請者の基本的情報のほか、申請書作成の担当部署の情報を記載し、さらに行政書士が代理申請する場合は、申請代理人（行政書士）の情報も記載すること。
競争入札参加資格登録申請書第１号様式（その２） 競争参加資格希望営業品目表	◎	◎	・名簿登録を希望する営業品目と具体的に取り扱う品目の具体例を記載（7～9頁参照）。 ※３２の営業品目から、主たる営業品目と兼業品目（第２、３、４、５営業品目）を入力。 ・営業品目は最大で５品目まで登録可能。 ・営業品目の重複選択は不可。
競争入札参加資格登録申請書第１号様式（その３） 経営状況調査表	◎	◎	・本社（店）の経営状況（物品の製造・販売等の実績、自己資本額、流動資産、流動負債（流動比率）、設備の額、主たる事業の種類など）について記載。 ※数値は、千円単位で記入する（百円単位は四捨五入）。 ※物品の製造・販売等の実績が抽出し難い場合は、売上額を入力。
競争入札参加資格登録申請書第１号様式（その４） 営業所一覧表	△	△	・名簿登録を希望する支店（営業所等）について記載。 ・名簿に登録できるのは、本社（店）から、沖縄県との入札参加、契約締結、物品納入、代金請求及び受領の委任を受けた支店（営業所等）のみ。 ・登録番号は、支店（営業所等）には付与しない（本社（店）のみ付与）。
誓約書 （第２号様式）	◎	◎	・暴力団排除に関する誓約。 ・記載内容を熟読し、代表者の職、氏名等を記入すること。

	法人	個人	提出書類の説明
社会保険等加入状況報告書（第３号様式）	◎	◎	・社会保険の加入状況等を確認。 ※加入だけでなく、納付済みの状況も確認するため、様式裏面の根拠資料も必ず確認の上、添付すること。 ※代表者の押印不要。
委任状（第４号様式）	△	△	・行政書士が代理申請を行う場合に提出。 ※委任者及び受任者の押印不要。
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	◎	ー	・法務局で取得。 ・証明日が申請書提出日の前３ヶ月以内のもの
個人事業の開業・廃業等届出書	ー	◎	・所得税法第229条（開業等の届出）に基づき、税務署に提出した書類（※税務署の受付印があるもの） ・電子申請（e-Tax申請）で開業届を提出した場合は、開業届の「受信通知」と「申請データ」を提出。 ※紛失等で届出控えがない場合は、代替書類として都道府県税の開業届若しくは前々年度の確定申告書を提出。
身分証明書（代表者のみ）	ー	◎	・本籍所在の市区町村役場で取得。 ・証明日が申請書提出日の前３ヶ月以内のもの
登記されていないことの証明書（代表者のみ）	ー	◎	・法務局で取得 ・証明日が申請書提出日の前３ヶ月以内のもの
都道府県税（全税目）について滞納がないことを証する証明書	◎	◎	・各都道府県税事務所で取得。 ・証明日が申請書提出日の前３ヶ月以内のもの ※本社だけでなく、１号様式（その４）で申請する全ての支社（営業所）等の(都道府)県税について、提出が必要。 【例】福岡県に本社があり、沖縄営業所も登録したい場合 ↓↓ **福岡県税と沖縄県税、それぞれの納税証明書が必要。** ・上記証明書を発行していない都道府県の場合は、「法人事業税の納税証明書」（直前１年分）を提出。 ・(都道府)県税について納付すべき金額がない場合は、その旨の証明書。

	法人	個人	提出書類の説明
消費税について未納がないことを証する証明書	◎	◎	・税務署で取得 ・法人はその３－３、個人はその３－２ ・証明日が申請書提出日の前３ヶ月以内のもの ・納付すべき金額がない場合は、その旨の証明書 ・納付誓約書は不可。
財務諸表【写し】 ※直近のもの （１年分）	◎	◎	・法人は、決算書の貸借対照表と損益計算書 ・個人は、税務署に提出した「所得税青色申告決算書（青色申告）」または「その他確定申告書（白色申告）」
設備や機械器具等（設備等）のそれぞれの資産額等が分かる資料	△	△	・対象事業者： ア　**製造業**で登録申請する者 イ　**印刷業**で登録申請する者 ・提出書類 固定資産台帳や減価償却額明細書等及び設備等の写真（主なもの３～４設備）。 ※提出書類（台帳、写真等）は、取扱品の製造に係る主な設備等が確認できる範囲で良い。 ※写真は、Ａ４サイズに収まるよう貼り付け、写真の下に設備等の名称を記入）。 ※設備等がリース資産の場合は、リース残高が分かる資料も提出。 ※他者と共同で所有・使用する設備等の場合は、管理や使用条件が分かる資料（合意書、契約書等）も提出。
許可証・認可証等	△	△	・営業品目の物品を取り扱うにあたり必要となる許可、認可等の証書（手引の12頁参照）。
社会保険料の納付が分かる書類 【写し】 ※直近のもの	◎	◎	・詳細については、社会保険等加入状況報告書（第３号様式）の裏面を参照。 ・労働保険料等に係る口座振替**結果**のお知らせハガキを提出する場合は、宛名面（納付者名が印字された面）も提出すること。

(2)　申請書記載要領

ア【競争入札参加資格登録申請書　第１号様式（その１）】

①　英数字については、半角で入力すること。

②　「01 受付番号」「02 登録番号」は記載しないこと（沖縄県で入力）

③　「03　法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第１項又は第２項の規定により

法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載すること。なお、個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記載を要しないこと。

④　「04 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第２条第１項第４号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載すること。該当がない場合には記載を要しないこと。

⑤　**「06 本社（店）所在地」及び「07 商号又は名称」**欄については、履歴事項全部証明書のとおり記載すること（都道府県名も記載すること）。

⑥　「10 本社（店）電話番号」欄及び「14 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄における市外局番、市内局番及び番号については、（ ）を用いずに、数字とハイフンで記載すること（01234567890は、0123-456-7890と記載。）

⑦　「15 担当者メールアドレス」欄については、申請内容に関する沖縄県からの照会に対応できる書類作成者の情報のアドレスを記載すること。（上司ではない。）

⑧　「16 代理申請時使用欄」は、行政書士が代理申請する場合に使用すること。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は、本欄への記載は不要であること。

⑨　「17 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分に「○」を記載するとともに、［ ］内に外国名を、（ ） 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載すること。外資がない場合には、「外資なし」欄に「○」を記載すること。

なお、「３　日本国籍会社」（外資比率：100%）とは100パーセント外国資本の会社を、「４　日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

⑩　「18　営業年数」欄には、登録を希望する業種に係る事業の開始日（複数の業種を希望する場合は最も早い開始日）から申請日現在までの期間（１年未満切り捨て）を記載すること。ただし、この間に当該事業を中断した期間がある場合には、これを除いた期間（１年未満切り捨て）を記載すること。

⑪　「19 常勤職員の人数（人）」欄について、「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、申請日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら登録を希望する業種に従事している職員の数を記入し、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員数で法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載すること。また、「④ 計」欄に①～③の合計人数を記入し、「⑤ 役職員等」欄に常勤役員又は事業主の数を内数で記載すること。

⑫　「20 設立年月日（和暦）」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日（個人にあっては開業・廃業等届出書の開業年月日）を記載すること。

⑬　「21 みなし大企業」欄については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項第１号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中

小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」欄に「○」を記載し、上記に該当しない場合は「該当しない」欄に「○」を記載すること。

イ【第１号様式（その２）競争参加資格希望営業品目表】

①　「22 希望する資格の種類等」については、次により記載すること。

a　「営業品目欄」については、沖縄県が設定した下記の業種区分表から、希望する営業品目のコードを選択すること。

なお、営業品目は、主たる営業品目（第１営業品目）のほか、兼業品目を４品目（第２、第３、第４、第５営業品目）まで名簿に登録することができる。

ただし、営業品目を重複して選択できない（第１、第２営業品目が同じ品目である等は不可）。

b　「具体的例」欄については、選択した営業品目ごとに、申請者が取り扱う具体的な品目の例（7～9頁の「具体的例」を必ず参照）を記載すること。

当該欄は、41文字程度に収まるよう記載する取扱品をまとめること。

（記入例）

	物品の製造･販売･買受け	
	営業品目	具体的例(左記の営業品目の具体的な取扱品を記入)
主な営業品目 (第1営業品目)	37　事務用品類	文具･事務用品
第2営業品目	23　紙･紙加工品類	コピー用紙、印刷用紙等
第3営業品目	28　家具･什器類	事務机、椅子、オフィス家具全般
第4営業品目	34　事務用機器類	シュレッダー、裁断機、穿孔機等
第5営業品目		

業種区分表

別表

コード	営業品目	具体的例
11	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、礼服、寝具、テント、シート、絨毯、カーペット、タオル、カーテン、横断幕、緞帳、旗・のぼり等
12	ゴム・皮革・プラスチック製品類	ゴム、タイヤ、かばん、合成皮革、革靴・安全靴、ダイビング用品、FRP 製灯塔等
13	窯業・土石製品類	茶碗、湯呑、皿、ガラス、陶磁器等
14	非鉄金属・金属製品類	非鉄金属、金属、アルミ、銅、ステンレス、チタン、ニッケル、鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳

		鉄、鉛管、ビニール管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ（標体）等
15	一般印刷	頁物、チラシ、ポスター、パンフレット、はがき、封筒等
16	フォーム印刷	フォーム印刷（単票、伝票、連続、複写、ミシン加工、ビジネス帳票等）
17	地図マイクロ印刷	地図印刷
18	シール印刷	シール、ステッカー、ラベル等
19	コピー	コピー、青写真等
20	製本	製本加工等
21	図書類	美術、活版、グラビア、雑誌、本、ＤＶＤ、ＣＤ、図書、刊行物、映像ソフト、書籍、新聞等
22	電子出版物類	電子出版、ＰＤＦ、電子書籍、CD－ROM、DVD－ROM 等
23	紙・紙加工品類	印刷用紙、事務用紙、再生紙、板紙、紙製品、紙袋、段ボール等
24	車両類	自動車、自動二輪、自転車、乗用車、公用車、貨物自動車、消防車、救急車、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザ、フォークリフト、トラクター、車両用部品等
25	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
26	船舶類	大型船舶、小型船舶、ヨット、カヌー、船舶用機械、船舶部品、漁業船、調査船、ボート等
27	燃料類	車両燃料、ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス、電気、薪、炭等
28	家具・什器類	什器、木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子、箪笥、ブラインド、パーティション等
29	一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、給湯器、ポンプ類、工作機械、エンジン、旋盤、溶接、集塵、クレーン、印刷事業用機械器具、産業用ロボット等
30	電気・通信用機器類	家電機器、冷暖房器具、照明器具、空調機器、通信機器、視聴覚機器（音響・映像機器）、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、無線機、蓄電池、発電機、遠方監視装置、レーダー雨量装置、短波、長波、携帯電話、ＰＨＳ、タブレット、ＩＰ電話機、ハブ、ルーター、ネットワーク接続機器等

31	電子計算機類	パソコン、電卓、計算機、サーバ、ハードディスク、メモリ、光学ドライブ、汎用ソフトウェア、ディスプレイ（電子黒板含む）、トナーなどOA関連消耗品等
32	精密機器類	Ｘ線、計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、質量測定機器、光学機器（カメラ含む）等
33	医療用機器類	医療機器、理化学機器、計測機器、測量機器、ＭＲＩ、ＡＥＤ、介護機器、福祉機器医療用ベッド等
34	事務用機器類	複合機、細断機、複写機、穿孔機、シュレッダー、プリンタ、スキャナ、ラミネーター等
35	その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災・非常用器具及び物品、ドローン、自動車検査用機械器具、林業用物品・器具等
36	医薬品・医療用品類	※動物用を除く 薬、医薬品、医療用消耗品、Ｘ線フィルム、検査試薬、医療用ガス、ワクチン、治療薬等
37	事務用品類	事務用品、文具等
38	土木・建設・建築材料	セメント、生コン、アスファルト、木材、石材、砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、建築金物、スノーポール等
39	警察用装備品類	制服、衛服、警報装置、警棒、手錠、警察手帳、 銃器関係類、火薬、火工品、硬鉛、その他装備用品
40	その他物品の製造・販売	運動用具・用品、雑貨、美術品、記念品・イベント用品、楽器、生活用衛生用品、動物、飼料、草花・種苗、肥料、農薬、工業用薬品、動物用医薬品類、食料品、看板（デジタルサイネージ含む）、畳、倉庫・コンテナ、舞台道具・備品、学校用教材等
41	立木竹の買受け	立木竹
42	その他物品の買受け	鉄屑回収、古紙回収、車両等買い取り等

ウ【第１号様式（その３）経営状況調査表】

① 「23 製造・販売等実績」については、次により記載すること。

ａ 「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の「 年 月から 年 月まで」と記載された欄に、該当する決算期の年月を記載すること。

ｂ 「直前々年度分決算」欄には、申請日直前１年度分決算の前の決算による実績高を記載すること。

c　「直前年度分決算」欄には、申請日直前の決算による実績高を記載すること。

d　「前２ヶ年間の平均実績高」欄には両決算に基づき算定した前２ヶ年間の平均実績高を記載すること**（百円単位は四捨五入）**。

e　本欄の記載に当たっては、登録を希望する営業品目ごとに記載する必要はないこと。また、建設工事、測量、役務の提供など、物品の製造・販売等以外の実績を含めないこと。

なお、物品の製造・販売等の実績が抽出し難い場合は、売上額を入力すること。

f　決算が１事業年度１回の場合には、「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち**右欄のみに記載**すること。

g　個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載すること。

②　「24 自己資本額」については、次により記載すること。

a　「① 株主資本」欄には、資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額**（百円単位は四捨五入）**を記載すること。

外資系企業の場合には、「① 株主資本」欄の下段（ ）内に外国資本の額を内数で記載すること。

組合の場合は組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載すること。

個人（所得税青色申告決算書により確定申告を行う者）の場合は、確定申告控えにある貸借対照表から、

（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主貸で算出した金額を個人事業者における「株主資本」とすること。

なお、個人（所得税青色申告決算書により確定申告を行う者で貸借対照表を作成しない者、所得税の確定申告書Ｂにより確定申告を行う者）の場合は、確定申告書から確認できないため、自己資本額は「0」を記載すること。

b　「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載すること。

c　「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載すること。

③　「25 経営状況（流動比率）」欄の「① 流動資産」及び「② 流動負債」の各欄は、直前１年度分決算によって記載すること**（百円単位は四捨五入）**。

「③ 流動比率」欄は、小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載すること。

なお、個人（所得税青色申告決算書により確定申告を行う者で貸借対照表を作成しない者、所得税の確定申告書Ｂにより確定申告を行う者）の場合は、確定申告書から確認できないため、経営状況（流動比率）は「0」を記載すること。

④　「26 設備の額」欄は、製造業の者または印刷業の者が登録申請する場合のみ記載すること。具体的には、貸借対照表の「有形固定資産」（減価償却後の額）より、「① 機械装置類」は、機械装置の金額、「② 運搬具類」は、車両運搬具の金額、「③ 工具その他」は、構築物、工具器具及び備品、建設仮勘定、リース資産の金額（土地、建物（その付帯設備を含む）は含まないこと）を記載すること。

⑤　「27 主たる事業の種類」欄については、申請者の主たる事業の種類に該当する区分（物品の製造、販売、買受け）の中から**１つだけ選択**し「○」を記載すること。

主たる事業の種類		内容
1. 物品の製造	ゴム製品	「日本標準産業分類」の大分類Ｅ－製造業の中分類19（ゴム製品製造業）をいう。
	その他	「日本標準産業分類」の大分類Ｅの上記「ゴム製品」製造業以外の製造業をいう。
2. 物品の販売	卸売	「日本標準産業分類」の大分類Ｉの中分類50から55までをいう。
	小売	「日本標準産業分類」の大分類Ｉの中分類56から61及び大分類Ｍの中分類76（飲食店）及び77（持ち帰り・配達飲食サービス業）をいう。
4. 物品の買受け	立木竹	立木竹を扱う買受け業。
	その他	上記「立木竹」以外の営業品目を扱う買受け業。

※　業者分類は、中小企業庁発行の「官公需契約の手引き」に基づくもの。

⑥　「28 営業年数の詳細」の「④営業年数」欄の年数は、第１号様式（その１）の「18 営業年数」欄の年数と一致させること。

エ【第１号様式（その４）営業所一覧表】

①　営業所一覧表は、沖縄県の競争入札の参加、契約の締結、代金の請求並びに受領について、本社（店）代表者から権限を委任されている(※)支店(営業所等)のみ記載すること。

※「権限を委任されている」とは、支店長や営業所長の名で県の入札参加や契約締結、代金の請求と受領を行うことができることをいう。

【添付資料】

営業に必要な許可又は認可を得たことを証する書類の例

- 高度管理医療機器等販売業許可証
- 医療機器製造業許可証
- 医療機器製造販売業許可証
- 特定計量器販売事業届出書
- 計量器製造事業登録証
- 小型船造船業登録済証
- 造船設備新設許可書
- 医療品販売業許可証
- 毒物劇物一般販売業登録票
- 毒物劇物製造業登録票
- 石油販売業開始届出書
- 揮発油販売業者登録通知書
- 液化石油ガス販売事業登録通知書
- 小売電気事業を営もうとする者の登録について　※経済産業大臣からの通知
- 産業廃棄物収集運搬業許可証
- 産業廃棄物処分業許可証
- 廃棄物再生事業者登録証明書
- 米穀の出荷又は販売事業開始届出済書

１－４　審査結果の通知

随時申請（R5.11.1～R8.7.21）については、毎月20日までに受け付けた申請で、受付月の末日までに審査が完了した場合は、受付月の翌月にメール等で送付します。

なお、毎月20日を過ぎての申請は翌月の受付・審査となります。また、誤記・不足書類などの不備対応が受付月の末日までに間に合わなかった場合は、結果通知の送付が審査完了月の翌月となりますのでご注意ください。

＊　審査結果通知書の再発行はしませんので、大切に保管して下さい。

＊　競争入札参加資格者名簿〔物品関係〕は、物品管理課ホームページに掲載します。

２　申請後の変更等

(1) 届出が必要な項目

次の項目に変更があった場合は、速やかに競争入札参加資格登録申請変更届（第５号様式）に必要な添付書類を添えて、電子申請サービスにて申請すること。

ア　商号又は名称
イ　所在地
ウ　代表者（氏名の変更を含む）
エ　連絡先（電話番号等）
オ　営業品目

※支社等の変更を含む。

※主な営業品目を変更する場合は、登録番号も変わりますのでご注意ください。
（登録番号は主な営業品目のコード番号に紐付けているため）

(2) 必要な添付書類

次ページの一覧表のとおり

(3) 届出方法

電子申請サービスで届出（R5.11月1日以降公開）。

変更届に必要な添付書類一覧（◎：必須　△：条件によっては必要）

	変更届	【法人の場合】 履歴事項 全部証明書	【個人の場合】 個人事業の開業・ 廃業等届出書 （税務署提出書類）	納税証明書 （都道府県税）	設備等のそれぞれの資産額等が分かる資料	許可証・ 認可証等	営業品目表	営業所 一覧表	誓約書	委任状 （申請代理）
	第５号様式	写	写	写	写	写	第1号（その2）	第1号（その4）	第２号様式	第４号様式
商号・名称	◎	◎	◎	—	—	—	—	—	—	△ ※３
所在地	◎	◎	◎	—	—	—	—	—	—	△ ※３
代表者（姓などの変更も含む）	◎	◎	◎ ※１	—	—	—	—	—	△ ※２	△ ※３
役員	※届出は不要です。									
連絡先	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	△ ※３
営業品目	◎	◎	—	—	△ ※４	△ ※５	◎	—	—	△ ※３
支店・営業所等										
支店長等	◎	—	—	—	—	—	—	◎	—	△ ※３
所在地	◎	—	—	—	—	—	—	◎	—	△ ※３
連絡先	◎	—	—	—	—	—	—	◎	—	△ ※３
支店等の登録（追加・新規）	◎	—	—	△ ※６	—	—	—	◎	—	△ ※３

備　考

※１　他者への変更は事業の継承となるため、個別にご相談ください
※２　単に代表者本人の姓などの変更の場合は、提出不要。
※３　行政書士等が代理申請を行う場合のみ。
※４　製造業（印刷業含む。）の者で、営業品目を追加または変更する場合のみ。
※５　物品の取扱について、許可、認可等が必要な場合のみ。
※６　原則として納税証明書。ただし、開設から１年未満の支店等を登録する場合は以下の書類。
法人：都道府県税事務所に届け出た書類（「変更等届出書」または「異動届出書」等）
個人：「個人事業の開業・廃業等届出書」

問い合わせ先

〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎１－２－２（行政棟２階）
沖縄県 出納事務局 物品管理課
電　話　098-866-2148　　ＦＡＸ　098-866-2842
メール　aa101001@pref.okinawa.LG.jp

競争入札参加資格〔物品関係〕の登録申請に関してよくある質問（Ｑ＆Ａ）

１　申請方法について

（１）押印が必要な書類はありますか。

ありません。申請書、添付書類ともに押印不要です。

※令和５年８月の定期申請より、申請書類の押印を廃止しました。

（２）原本が必要な添付書類はありますか。

ありません。すべての添付書類で写しの提出を認めています。

ただし、数字や文字の潰れなど、不鮮明な資料は再度提出いただきますのでご注意ください。

※令和５年８月の定期申請より、申請書類は写しの提出を認めることとしました。

（３）申請は持参または郵送で提出できますか。

申請は、電子申請サービスを利用いただくこととしております。

通信障害やネット環境が無いなどサービス利用が困難な場合は、物品管理課までお問い合わせください。

（４）電子申請サービスの操作方法がわかりません。

具体的なシステム操作については、コールセンターにお問い合わせください。

【システム操作に関する】お問合わせコールセンター

●固定電話コールセンター

TEL：0120-464-119（フリーダイヤル）（平日　9:00～17:00　年末年始除く）

●携帯電話コールセンター

TEL：0570-041-001（有料）（平日　9:00～17:00　年末年始除く）

（５）電子申請サービスは、利用者登録をする必要がありますか。

初めて利用される方は、利用者登録が必要です。

登録後付与されたID/パスワードで、あらためて電子申請サービスにログインし、申請手続を行ってください。

過去に利用履歴があり登録されている場合、保持しているID/パスワードで申請が可能です。

（６）電子申請サービスを利用する際に必要なメールアドレスは、申請者以外の代理のものでもいいですか。

電子申請サービスの利用者として登録するメールアドレスは、代理申請を行う行政書士事務所等のものでも可能です。

※代理申請者（行政書士）の利用者登録の「利用者区分」において、電子申請システム上は「法人」を選択してください。

（７）旧字体など使用できない文字がある場合はどのようにすればいいですか。

申請書には新字体で入力し、添付書類として旧字体である旨のメモを添付してください（名簿登録の際、可能な限り旧字体で登録します。）。

（８）本社（店）とは別に沖縄支社にも登録番号はありますか。

令和５年度の定期申請から、支社（営業所等）には登録番号を付与しません。

名簿に支社（営業所等）の情報は掲載されますが、登録番号は本社(店)のみとなります。

（９）本社は沖縄県外ですが、沖縄支社のみを登録することはできますか。

できません。本社(店)の代表者が、本社とともに支社（営業所等）も申請してください。

なお、名簿に支社等の掲載ができるのは、沖縄県知事との直接の契約相手になれる（入札参加、契約書に支社長等の記名・押印が可能）場合のみです。

仮に、契約締結権までは本社(店)から権限委任されていないのであれば、掲載できません。

２　入札参加資格等について

（１）資格は最短でいつから取得できますか。

令和５年11月以降の随時申請については、登録は月に１回のみ行っており（毎月20日〆切：20日が閉庁日の場合は翌開庁日。）、月末までに審査完了した分を翌月５日頃に登録しております。月末までに書類の不備等に対応がされなかった場合は、翌々月以降の登録となります。

（２）この入札参加資格は、沖縄県内の各市町村でも有効ですか。

有効ではありません。

この参加資格は、沖縄県庁で執行される入札に関する資格です。市町村の入札参加資格は、それぞれの市町村へお問い合わせください。

３　申請書類記載方法、添付書類等について

（１）製造・販売等実績にリースも含めていいですか。

物品の製造・販売等に係る実績のみご記入ください。

※物品の製造・販売等の実績が抽出し難い場合は、売上額を記載してください。**（百円単位は四捨五入）**

（２）決算書類が、申請に間に合わないのですが。

その場合、最も直近の事業年度分に係る貸借対照表等を提出してください。

第１号様式（その３）の入力も、提出する決算書類の内容にしてください。

（３）製造・販売等実績は、決算時期が１事業年度に１回の場合はどう記入しますか。

第１号様式（その３）の製造・販売等実績は、決算が１事業年度１回の場合は「直前々年度分決算」、「直前年度分決算」の左右欄のうち右欄のみに記載してください。

（４）製造・販売のどちらも事業を行っています。
主たる事業の種類はどう選択しますか。

第１号様式（その２）の主な営業品目（第１営業品目）が、製造・販売等のどちらを主として取り扱っているかで判断し、一つだけ選択してください。

（５）印刷業者で設備等を所有していないが、申請は可能でしょうか。

原則、申請できません。ただし、他者と共同で使用・管理する設備等があり、主要な印刷工程を請け負う体制がある場合は申請することができます。

（６）添付する設備等の台帳や写真について、気をつけることはありますか。

資産額等が分かる資料（台帳等、写真）は、事業者の所有する設備等の全てを提出

する必要はなく、取扱品の製造工程で主要な設備（主なもの３～４設備）等に限定して構いません。写真については、どの設備等か分かるように、写真の下にそれぞれ記載をお願いします。（「１－① カラースキャナ」、「２－④ 断裁機」など）

（７）個人事業の開業・廃業等届出書の控えを持っていません（紛失等）。

物品管理課までお問い合わせください。

（８）社会保険等加入状況報告書（第３号様式）を提出する必要性は何ですか。

「沖縄県の契約に関する条例」（H30.4施行）の基本理念に基づき、就労者の労働環境の整備を促進するためです。

（９）適用除外等で社会保険等に加入していない場合は、提出しなくてもいいですか。

保険の加入義務の有無に関わらず、**第３号様式は**必ず提出してください。
※適用除外等の場合は、理由を記載してください。その際、添付資料は不要です。

４　その他

（１）変更届を提出しましたが、審査結果通知書が届きません。どうしてでしょうか。

審査結果通知書は、随時申請の場合に発行し、変更届けの場合は発行されません。
代表者、所在地、連絡先等の名簿記載事項の変更の場合は、物品管理課ホームページに掲載された変更後の「競争入札参加資格者名簿〔物品関係〕」で、ご確認ください。

（２）納税・社会保険等の支払いが困難となっている場合、どのような書類を提出すればよいですか。

支払いが猶予となっていることが確認できる証明書を提出して下さい。
これ以外の理由で未納がある場合は、納付後に申請してください。

【国税庁】納期限までに納付することが困難な方へ
→ https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm#a03
【厚生労働省】社会保険料の猶予について
→ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html